

前橋市手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
事務	手数料 (1件につき)	件数の区分	事務	手数料 (1件につき)	件数の区分
租税公課に関する証明	350円	省略	租税公課に関する証明	350円	省略
省略			省略		
印鑑に関する証明	350円	省略	印鑑に関する証明	350円	省略
省略			省略		
住民票又は除票の写しの交付	350円	省略	住民票又は除票の写しの交付	350円	省略
省略			省略		
備考			備考		
1 省略			1 省略		
2 この表の規定にかかわらず、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)による租税公課に関する証明、印鑑に関する証明及び住民票の写しの交付の事務に係る手数料の額は、1件につき100円とする。			2 この表の規定にかかわらず、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)による住民票の写しの交付、印鑑に関する証明及び租税公課に関する証明の事務に係る手数料の額は、1件につき250円とする。		